

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の骨子（案）

1 都市計画法施行令の一部改正

（１）開発許可の基準

都市計画法第三十三条第五項の政令で定める開発許可の基準は、次のものとする。

- ・切土若しくは盛土によって生じるのりの高さの最高限度、開発区域以内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限を、良好な景観の形成を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。
- ・切土又は盛土によって生じるのりの高さの最高限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、開発区域内の土地の地形に応じ、1.5mを超える範囲で行うものであること。
- ・開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、区域、目的又は開発区域内において予定される建築物の用途を限り、300㎡を超えない範囲で行うものであること。
- ・木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限は、目的又は開発区域内において予定される建築物の用途を限り、一定の範囲で行うものであること。

（２）技術的細目

切土又は盛土によって生じるのりの高さの最高限度に関する規制について必要な技術的細目を国土交通省令で定めることとする。

2 建築基準法施行令の一部改正

建築基準法上の建築基準関係規定である屋外広告物法が一部改正されたことに伴い、建築基準法施行令について所要の改正を行う。

3 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の貸付金の貸付対象事業の基準を次のとおりとし、貸付対象となる費用の範囲を土地区画整理法施行令第63条第1項各号（第8号を除く。）に掲げる費用の1／2とするとともに、その他所要の改正を行う。

①既に市街地を形成している区域

- ・施行地区の面積が0.4ha以上であること
- ・幅員が6m（施行地区の面積が5ha以上の場合8m）以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと
- ・道路、公園、広場又は緑地の面積の合計が施行地区の面積の15%以上であること
- ・景観計画区域の面積が0.1ha以上であること

②その他の区域

- ・ 施行地区の面積が5ha以上であること
- ・ 幅員が8m以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと
- ・ 道路、公園、広場又は緑地の面積の合計が施行地区の面積の22%以上であること
- ・ 新たに造成される住宅市街地が大部分を占め、又は1以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されること
- ・ 景観計画区域の面積が0.1ha以上であること

4 都市緑地法施行令の一部改正

公益性が特に高いと認められるため緑地保全地域内における届出及び特別緑地保全地区内における許可が不要となる行為として、景観重要建造物の保存に係る行為を追加する。

5 構造改革特別区域法施行令の一部改正

構造改革特別区域法に基づく屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業を全国化し、これを規定していた同法の関係規定が削除されたことに伴い、同法施行令の関係規定を削除する。

6 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正

(1) 森林の皆伐についての許可基準の緩和等

歴史的風土特別保存地区内において、人工林が相当部分を占める森林で歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて知事等が指定するものの皆伐について許可が認められる面積要件を緩和し、5ha以下で知事等が指定する面積とする。

(2) 景観重要建造物に係る許可基準の緩和

景観重要建造物の保存のための建築物等について、新築を許可することとする。

(3) 国庫補助率

地方公共団体が行う歴史的風土保存計画に基づいて行う施設整備に要する費用についての国庫補助率を1/2と定める。

7 首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正

公益性が特に高いと認められるため保全区域内における届出が不要となる行為として、景観重要建造物の保存に係る行為を追加する。

8 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正

公益性が特に高いと認められるため近郊緑地保全区域内における届出が不要となる行為として、景観重要建造物の保存に係る行為を追加する。

9 日本道路公団法施行令等の一部改正

景観法の規定では、国の機関又は地方公共団体の特例が定められているが、独立行政法人等のうち国の機関と同様に規定を適用すべきものについては、国みなしの特例を日本道路公団法施行令等各法人の根拠法に規定する。

10 国土交通省組織令の一部改正

都市地域整備局及び都市計画課の所掌事務に、景観法の規定による良好な景観の形成に関する事（他局等の所掌に属するものを除く。）を規定する。